

令和5年 第77回定例会

坂井地区広域連合議会会議録

令和5年8月25日開会

令和5年8月25日閉会

坂井地区広域連合議会

令和5年 第77回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和5年8月25日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長招集挨拶	4
○開議の宣告	5
○行政報告	5
○議席の一部変更	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○認定第1号から議案第10号の一括上程、提案理由の説明	8
○一般質問（17番 畑野麻美子議員）	15
○ 〃 （15番 永井純一議員）	18
○ 〃 （4番 北浦博憲議員）	27
○ 〃 （10番 室谷陽一郎議員）	33
○認定第1号から議案第10号の質疑、討論、採決	42
○議員派遣の件	45
○閉議の宣告	46
○広域連合長閉会挨拶	46
○閉会の宣告	46
○署名議員	47

1 第77回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和5年8月25日(金)
午後1時15分開議

- 日程第1 議席の一部変更について
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 提案理由の説明
日程第6 一般質問
日程第7 認定第1号 令和4年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第2号 令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 認定第3号 令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議案第8号 令和5年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第9号 令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第10号 令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議員派遣の件について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 青 柳 篤 始	2 番 林 豊 夏	3 番 廣 瀬 陽 子
4 番 北 浦 博 憲	5 番 鍋 嶋 邦 広	6 番 山 田 秀 樹
7 番 堀 田 あけみ	8 番 戸 板 進	10 番 室 谷 陽一郎
11 番 伊 藤 聖 一	12 番 川 畑 孝 治	13 番 平 野 時 夫
14 番 前 田 嘉 彦	15 番 永 井 純 一	17 番 畑 野 麻美子
18 番 山 川 知一郎		

4 欠席議員（2名）

9 番 佐 藤 寛 治 16 番 八 木 秀 雄

5 説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 禎 孝	副広域連合長	森 之 嗣
事務管理者	新 開 和 典		
事務局長	井 上 純 子	事務局次長	宮 川 利 秀
代表監査委員	嶋 屋 昭 則（13：46退出）		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局書記	手 島 紀志子	議会事務局書記	奥 出 宇 啓
議会事務局書記	長谷川 浩 幸		

7 議事の経過

午後1時15分 開 議

第77回坂井地区広域連合議会定例会

(午後1時15分 開議)

○事務局補佐(手島紀志子) 御起立願います。一同、礼。ご着席ください。

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長(堀田あけみ) ただいまの出席議員は16名であります。9番佐藤寛治議員、16番八木秀雄議員から欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより第77回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長(堀田あけみ) 開会にあたり、広域連合長から招集の挨拶があります。
池田広域連合長。

○広域連合長(池田禎孝) 本日ここに、第77回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。8月も下旬を迎え、朝晩は若干の涼しさを感じるようになりましたが、今年は記録的な厳しい暑さが続いております。議員各位には、公私ともにご多忙のところご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、介護保険制度は「社会構造の変化」、「労働力人口の減少」、「給付費の増大」という大きな課題を抱えております。当坂井地区におきましても、65歳以上人口は増加傾向にある一方、高齢者がピークを向かえる2040年には、総人口は10万人近くまで減少する見込みとなっております。

また、後期高齢者の急増によりまして、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加するとともに、給付費の増加も見込まれております。

今年は第9期介護保険事業計画の策定年でございます。策定に向けて国からは、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保、

介護現場の生産向上などが、見直しのポイントとして示されております。これまで以上に中長期的な人口推計、あるいは介護ニーズの見込み等を踏まえ、重点目標、具体的な施策を検討し事業計画を作り上げてまいりたいと考えております。

策定委員会には、今年11月に素案の提示、年明け1月に計画書の答申の予定と聞いておりますが、議員の皆さまには、進捗について臨時の全員協議会でご説明をさせて頂きたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、令和4年度歳入歳出決算認定に関するもの3議案、令和5年度補正予算に関するもの3議案、あわせて6議案の審議をお願いするものでございます。各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

◇開議の宣告◇

○議長（堀田あけみ）これより本日の会議を開きます。

◇行政報告◇

○議長（堀田あけみ）次に、広域連合長の行政報告を求めます。池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝）それでは、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。まず、総務課所管でございます。令和5年4月から7月までの4ヶ月における事業報告を申し上げます。代官山斎苑の利用状況でございますが、坂井市、あわら市、管外あわせて、208件となっております。霊柩車の使用状況は、187件で、自宅廻りの利用状況は、30件となっております。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。

次に、さかいクリーンセンターでの受入でございますが、生し尿、浄化槽汚泥等、あわせまして、3,323キロリットル、前年度同期と比較しますと、1.7%の減少と

なっております。肥料の配布につきましては、配布量は1,064袋、昨年度と比較し、476袋、81.0%増加しております。今年、4月から肥料の販売数を1家族5袋から10袋に変更しております。今後も多くの市民の方から注文をいただけるよう、周知を行ってまいります。なお、運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認してございます。

次に介護保険課所管について申し上げます。まず、本年度当初予算保険料の賦課状況でございますが、7月10日に特別徴収、普通徴収合わせて35,523人に納入通知書を発送しております。調定額は、総額27億10万1,860円となっております。

本年度の保険給付の状況でございますが、8月支払分までで保険給付費が、35億4,021万円となっており、前年度同期と比較いたしますと、6,537万円の増、1.9%の増となっております。

次に、主な事業の実施でございますが、まず介護認定調査ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に変更となりましたが、これまで同様、感染症予防対策を徹底しながら訪問調査を行っているところでございます。

次に、介護給付費等適正化事業でございますが、まず、ケアマネジメントの適正ですが、ケアプランの質の向上を目的として、現在までに14事業所のケアプラン点検を行っております。また、再来月、10月には県外から講師を招き、集合形式でケアマネジャースキルアップ研修を開催する予定です。

次に、事業所や施設に対する指導等でございますが、7月末までに6法人11事業所に対して運営指導を実施しており、2月には全ての事業所を対象とした集団指導を開催する予定でございます。

最後に、フレイル予防でございます。今月8日、フレイルチェックの実践に必要なスキル向上やサポーター同士の交流を深めるといったことを目的に、両市のサポーター一約40名が参加し、ステップアップ研修会を福井大学において開催しております。今後も構成市の後方支援を行い、サポーター中心の主体的な活動の推進を目指してま

いりたいと考えております。以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（堀田あけみ）本日の議事日程は、お手元のとおりであります。

◇議席の一部変更について◇

○議長（堀田あけみ）日程第1、議席の一部変更についてを行います。このたびあわら市議会、坂井市議会の組織替えにより、あわら市選出、坂井市選出の議員の一部が代わられましたので、議席の一部を変更いたします。変更した議席はお手元に配付のとおりでございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（堀田あけみ）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番 室谷陽一郎議員、11番 伊藤聖一議員を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（堀田あけみ）日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇諸般の報告◇

○議長（堀田あけみ）日程第4、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、議長から出席を求めた者を報告いたします。

池田広域連合長、森副広域連合長、新開事務管理者、井上事務局長、宮川事務局次長、嶋屋代表監査員、以上であります。次に、議会事務局補佐にその他の報告をさせます。議会事務局補佐。

○事務局補佐（手島紀志子）報告いたします。本定例会に広域連合長より提出されました案件は議案6件でございます。次に、閉会中の動向についてですが、室谷陽一郎議員、北浦博憲議員の議会運営委員会委員の任期が8月17日に任期満了となりましたので、坂井地区広域連合議会委員会条例第7条第1項により、両名を指名したことを報告いたします。以上、報告を終わります。

◇認定第1号から議案第10号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（堀田あけみ）日程第5、提案理由の説明に入ります。

日程第7から日程第12まで、議案6件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○連合長（池田禎孝）ただいま上程されました、認定第1号から、議案第10号までの6議案について、提案理由を申し上げます。まず、認定第1号、令和4年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第3号、令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計をはじめとする各会計の令和4年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第8号、令和5年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ787万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,504万3千円とするものでございます。主なものでございますが、令和4年度一般会計の決算が確定したことに伴い、繰

繰越金から構成市負担金に財源更正するものでございます。

次に、議案第9号、令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億4,448万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億2,149万3千円とするものでございます。その主なものは、令和4年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正、基金に1億1,371万7千円を積み立て、国・県・支払基金 精算返還金等として2億3,076万8千円を計上するものでございます。

次に、議案第10号、令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ257万3千円とするものでございます。その主なものは、令和4年度代官山墓地特別会計の決算が確定したことに伴い、前年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てるものでございます。

なお、各会計の決算及び補正予算の内容につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上、議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）井上事務局長。

○事務局長（井上純子）それでは、私の方から、認定第1号から議案第10号までの6議案について、その概要をご説明申し上げます。まず、認定第1号、令和4年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。議案書の1ページをご覧ください。歳入6億9,946万8,541円、歳出6億8,327万7,162円、差引額は、1,619万1,379円です。次に、19ページをご覧ください。一般会計の実質収支に関する調書です。区分4の翌年度へ繰越すべき財源はご

ございませんので、実質収支は差引額と同額の1,619万2千円となります。

次に、認定第2号、令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、22ページをご覧ください。歳入119億9,394万682円、歳出114億45万5,619円、差引額は5億9,348万5,063円です。次に、44ページ、実質収支に関する調書です。区分4の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は差引額と同額となります。

次に、認定第3号、令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、46ページをご覧ください。歳入244万6,447円、歳出219万6,639円、差引額は、24万9,808円です。次に、51ページ、実質収支に関する調書です。区分4の翌年度に繰越すべき財源はございませんので、実質収支は差引額と同額となります。

次に、109ページをご覧ください。議案第8号、令和5年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれ787万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,504万3千円とするものです。次に、112ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第1款、分担金及び負担金では、令和4年度から繰越した構成市負担金を現年度へ充当した結果、1,019万2千円を減額するものです。第7款、繰越金では、前年度決算により、重層的支援体制整備事業交付金など、1,619万2千円を繰越するものです。第8款、187万8千円は、国・県の追加交付金です。

次に、113ページをご覧ください。歳出ですが、第2款、総務費は、電気代の価格改正に伴う光熱費として、101万5千円を計上するものです。第3款、民生費は、287万3千円を介護保険特別会計に、繰り出し、第5款、40万2千円は、霊柩車使用料のうち3千円の134台分を基金に積み立てるものです。第6款、358万8千円は、国・県への返還金でございます。

次に、117ページ、議案第9号、令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。歳入歳出それぞれ、3億4,448万

5千円を追加し、予算の総額をそれぞれ122億2,149万3千円とするものです。次に、120ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第2款、分担金及び負担金では、前年度の事業費確定に伴い、構成市負担金1億173万5千円を減額するものです。第7款、基金の利子分でございます。第9款、繰入金では、一般会計からの繰り入れ分と、当初予算で計上していた基金繰入金の繰り戻しをするものがございます。第10款、繰越金5億9,348万5千円は、財源更正する構成市負担金のほか、返還金、基金積立金に充当しております。

次に、121ページをご覧ください。歳出ですが、第5款、1億1,371万7千円を、2つの基金に積み立て、第6款、2億3,076万8千円は、国、県、支払基金への返還金でございます。

次に125ページをご覧ください。議案第10号、令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれ25万を追加し、予算の総額をそれぞれ257万3千円とするものです。次に、128ページ、129ページをご覧ください。事項別明細書ですが、歳入では、令和4年度繰越金25万を計上し歳出では、25万円を代官山墓地基金に積み立てるものです。以上、認定第1号から議案第10号までの概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（堀田あけみ）提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

○議長（堀田あけみ）上程認定第1号から第3号に関し、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）嶋屋昭則代表監査委員。

○代表監査委員（嶋屋昭則）議長のご指名をいただきましたので監査委員を代表いたしまして、令和4年度坂井地区広域連合各会計の決算審査結果につきまして、ご報告を申

し上げます。

本審査は、地方自治法の規定に基づきまして、坂井地区広域連合長から審査に付されました令和4年度坂井地区広域連合一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計における歳入歳出決算書及び決算付属書類、並びに財産に関する調書、また、基金の運用状況に関する調書等につきまして、令和5年7月14日に、佐藤監査委員と審査を行いました。審査に当たりましては、井上事務局長をはじめ、関係担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査いたしました。

その結果、一般会計と2特別会計の決算につきましては、それぞれ決算書類及び関係調書等、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計とも係数は正確であることを認めました。また、事業執行に当たってはどの部署においてもよく検討の上、創意工夫して、実施されていたところでございます。

それでは、決算の概要について申し上げます。先ず、収支の状況ですが、お手元の議案書の97ページ第3表をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、6億9,946万9千円、歳出決算額は6億8,327万7千円で、形式収支は1,619万2千円となっております。前年度と比較して、歳入が35.9%、歳出が40.2%のそれぞれ増となっております。

議案書の98ページ第5表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が74.3%で51.9%の増、依存財源が25.7%で4.4%の増となっております。自主財源の増につきましては、衛生費において、代官山斎苑空調設備等改修工事、火葬炉全面取替工事や、さかいクリーンセンターのし尿等収集運搬車両減車助成金の交付などに伴い、分担金及び負担金が1億5,441万7千円、64.9%の増額になったことによるものです。

主な事業につきましては、民生費では、原油価格や物価高騰の影響を受けました坂井地区内の介護サービス事業所に対し、介護サービスの継続的かつ安定的な提供を図るため、物価高騰分について緊急的な支援を行いました。また、衛生費では、し尿等収集運搬新体制構築のため、許可業者、関係市担当課、広域連合の三者が協議を行い、収集車

を3台減車し、7社13台から6社10台といたしました。令和6年度には、4社7台に減車する予定ですが、住民サービスが滞ることなくスムーズな体制作りをお願いしたいと思います。

次に、議案書の100ページ第8表をご覧ください。介護保険特別会計の歳入決算額は、119億9,394万1千円、歳出決算額は114億45万6千円で、形式収支は5億9,348万5千円となっております。前年度と比較して、歳入が1.7%の増、歳出が0.6%の増となっております。議案書の102ページ第10表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が40.3%で3.5%の増、依存財源が59.7%で0.5%の増となっております。

主な事業につきましては、第1号被保険者保険料の賦課徴収について、収入未済額が3,049万円で、未納率は1.1%、また、不納欠損額は1,008万9千円で前年度と比較すると419万5千円の減となり、徴収事務に努力は見られますが、構成市とも更に連携を図り、引き続き適正な徴収の取り組みをお願いするものであります。介護給付費の適正化については、介護給付適正化システムの活用により、国保連への医療情報と突合し、不当なサービス請求を把握しながら指導が実施されていたところであります。

また、介護保険施設等への指導については、49事業所に対して運営指導を実施したが、その内24事業所が是正改善や文書指導事項があり、介護保険事業の健全かつ円滑な運営の確保のため、適切な指導をお願いいたします。

介護保険サービス給付費については、前年度と比較して0.5%の減で、第8期介護保険事業計画値に対しましては、94.1%、予算額に対しても94.1%の執行率でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにサービスの利用を控えたことも影響していると思われます。サービスの内容を精査し、適切なサービス提供に努めていただきたいと思います。

次に、議案書の104ページ第13表をご覧ください。代官山墓地特別会計の歳入決算額は、244万6千円、歳出決算額は219万7千円で、形式収支は24万9千

円となっております。前年度と比較して、歳入が57.2%、歳出が60.9%のそれぞれ減となっており、性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が100%となっております。墓地の貸付については、令和3年度が9区画であったのに対し、令和4年度は11区画の貸付を行い、234万1千円、18.6%の増となっております。近年、墓地の貸付区画数が当初見込みより少なく、代官山墓地基金から繰り入れを行う傾向にありますが、有効な対策を講じて墓地の貸付促進に努めていただきたいと思います。

次に、基金の状況ですが、議案書の97ページ第2表をご覧ください。一般会計に2つの基金、特別会計に3つの基金があり、それぞれ基金の令和4年度末残高は、廃棄物処理施設整備基金が988万4千円、霊柩車購入基金が2,417万2千円、介護保険財政調整基金が7億974万7千円、介護福祉推進基金1,576万円、代官山墓地基金が1,223万2千円で、5つの基金の合計は7億7,179万5千円となっております。基金は、将来の施設整備や維持補修など健全な行財政運営上、重要な役割を担うものであります。設置目的に沿った積立と効率的な運用を心がけ、一層の有効活用に努めていただきたいと思います。

各会計執行の状況及びこれに対する意見につきましては、既に連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べたとおりであります。皆様方にはお手元にご配付申し上げてございますので、ご高覧いただきたいと思います。これからも、広域行政での取り組みが地域住民の福祉の向上、加えて業務の効率化、経費の節減に寄与されることを期待いたしまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（堀田あけみ）ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦勞様でした。

◇一般質問◇

○議長（堀田あけみ）日程第6、これより一般質問を行います。一般質問の時間は質問者の質問及び理事者側の答弁の時間を併せ30分間です。また、終了5分前になりまし

たらベルを鳴らします。それでは、通告順に従い、17番、畑野麻美子議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番(畑野麻美子)17番畑野麻美子です。通告に従いまして一般質問を行います。坂井地区広域連合において、介護サービス従事者の定着及び充実を図るための施策、キャリアアップ奨励金を求めます。坂井市の令和5年度の予算に介護職員キャリアアップ奨励金事業が新規事業で予算化され、市内に住所を有し、市内を同一事業所に6ヶ月以上介護職員として勤務していることなどが条件とされ、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を終了した人には5万円、介護福祉士、認定介護福祉士、介護支援専門員、または主任介護支援専門員の資格を新たに取得した人は8万円の奨励金がもらえ、大変喜ばれています。しかし、同じ坂井市の事業所に勤務しながらも住所が違うことで奨励金はもらえません。また、坂井市に住所があっても、勤務先が坂井市以外だと対象にはなりません。介護職の人からは、同じ職場にいながら資格をとっても住所の違いで差があったり、坂井市の住民なのに勤務先が坂井市以外であることで奨励金がもらえなかったりと、感情的に納得できず人間関係や仕事にも影響が出てきています。介護サービス従事者の定着及び充実を図ることが目的とあります。幅広く適用できることと、県全体で取り組んでいくことが求められるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。1点目、県全体で介護保険支援事業として介護職員キャリアアップ奨励金事業に取り組むことを、今後、県に働きかけていくことが求められます。連合長の見解を求めます。

2点目、坂井地区広域連合の介護保険事業計画の基本目標にも、介護人材の確保、養成及び資質の向上とあります。まずは、あわら市と坂井市における広域連合で、介護職員キャリアアップ奨励金事業に取り組むべきではないのでしょうか。以上、一般質問とい

たします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝）畑野議員のキャリアアップ奨励金に関するご質問にお答え申し上げます。まず1点目、介護保険支援事業として、介護職員キャリアアップ奨励金事業に取り組むことを、今後、県に働きかけていくことが求められるというご質問でございます。介護保険制度は、社会全体で定着してきた一方、これから高齢者の増加とともにサービスの利用者も増加してまいります。そうしますと介護需要に対応できるだけの介護人材の確保ということが最も重要な課題であるということは、ご承知の通りかと思っております。

この介護職員のキャリアアップに関する奨励金でございますが、今年度から、坂井市において事業化を図ったものでございまして、介護職員の意欲向上につながる事業の1つであろうかなと思っております。福井県全体で行うことで、さらに効果が期待できるものと考えております。現在、同様な事例が、鯖江市において実施されておるのみでございまして、まだまだ、こういった取り組みが広がってはいないかな、と思っております。

今後は、このキャリアアップに関する奨励金は、介護人材確保に向けた取り組みの1つと考えられますので、県全体に広がってまいりますよう、県、あるいは他の市町にも周知し、広く紹介し、働きかけていくことも必要だというふうに考えております。

2点目でございます。このキャリアアップ奨励金について、広域連合で取り組むべきではないかというご質問でございます。広域連合におきましては、介護人材の確保、育成に向けまして、介護の仕事出前講座を実施しているほか、介護の仕事のイメージアップに努めるとともに、介護の担い手の養成研修として、介護の仕事入門研修というものも実施しております。

しかしながら、介護に関する知識を得る目的で研修を受講する人も多く、直接的な介

護事業所への就職にはなかなか繋がらないことが、課題ではありますが、継続して取り組んでいくことが何より重要だと考えております。

また、介護支援専門員や介護福祉士などの資格取得者につきましても、こういった方々を確保することは、坂井地区内の介護サービスの事業所においても、非常に困難な状況にあると聞いており、また、事業所の中には、人材育成や資格取得に向けた支援金を、職員に助成するなど、そういった事業所もあるというふうに聞いているところがございます。まずは、坂井市で今年度から実施しておりますこの奨励金の実績、あるいは反応など、坂井市、あわら市とともに検証、協議しながら、より効果的な事業となることを目指しまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子）はい、県全体に働きかけていくことを、やっていきたいということで、大変期待をしたいと思います。私たち、県の女性議員の会というのがありまして、その中でもこのことがLINEで紹介されて、私たちの町でもぜひ一般質問をしたいという声がありますので、私の方もそちらの方からも働きかけていきたいと思います。ぜひ、連合長の方からも、働きかけていってほしいと思います。

2番目の、広域連合でこのキャリアアップ事業をやっていただくということを前向きに検討したいということで、ぜひお願いしたいと思います。最近、介護人材が少ないというので、資格を持っていなくても大丈夫ですって言われて。資格なくても、入れたりしますし、資格がなくても夜勤を1人で対応するということもあるので、ぜひ、研修を積まれて、スキルアップしてほしいというふうに思っています。それで、坂井市で行われているわけですけど、坂井市での今までの実績はどのくらいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）井上事務局長。

○事務局長（井上純子）はい。現在の坂井市で、どれくらいの方が申請されているのかというご質問にお答えいたします。坂井市の方に確認したところ、8月23日現在で、申請状況は8名の方。内訳としまして、介護福祉士7名、介護支援専門員1名の方の申請があったと聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）はい、少しずつ増えていくのではないかなと思っていますので、ぜひ、それぞれの介護施設でこのことを広く勧めていただいて、せめてあわら市と坂井市では、あまり抵抗なく人材確保ができるように、気持ちよく働けるように、ぜひ、さきほどの答弁でもありましたけれども前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀田あけみ）続いて通告順に従いまして、15番、永井純一議員の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）永井純一議員。

○15番（永井純一）皆様、こんにちは。坂井市の永井純一でございます。議長のお許しを得、今後の坂井地区広域連合の取り組みについて質問をいたします。2025年問題が叫ばれて久しいですが、目の前に到来しようとしています。いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年代になり、超高齢化社会になります。また、少子化にもなり、社会保障費への課題や人材不足の問題が堅調になってまいります。2040年にピー

クを迎えると言われております。このような中、当広域連合では地域包括ケアシステム構築を目指して、在宅ケア将来モデル推進の取り組みや多職種連携、相談体制の充実などに取り組んできたことは承知をしております。

現在、第9期の介護保険計画の策定を進めています。そこで、これまでの取り組みや現状を踏まえて今後どのように取り組まれるのか、以下質問をいたします。

1つ目に、坂井地区広域連合管内の現状を踏まえて、どのような課題があると認識し、何に取り組まなければならないか、見解をお伺い致します。

2つ目に、取り組むことは多いと考えていますが、個人的には予防事業の充実を図ることが重要と考えています。構成市と連携し、多職種連携を推進しながら、保健師さんや理学療法士さんなどの協力を得て、健康・介護・認知症・フレイル予防事業を強力に進めて、健康寿命の延伸を図るべきと考えますが、見解をお伺い致します。

3つ目に、要介護認定の申請について、要介護認定の効力は申請が出された日にさかのぼります。そのためにも、いち早く申請できる環境づくりが必要です。仕事などで申請が遅れるケースがあると思われまます。スマートフォンやパソコンを操作していつでも申請できるデジタル申請を行ってはと考えるますが、見解をお伺い致します。以上、一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝）永井議員の今後の坂井地区広域連合の取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。私の方からは、1点目と2点目をお答えし、3点目のデジタル申請については事務局長からお答え申し上げます。

まず、1点目、当広域連合管内の課題の認識、そして、何に取り組むべきかというふうなご質問でございます。まず、坂井地区の現状でございますが、坂井地区の医師会を中心に、多職種の連携を核とした、地域包括ケアシステムが構築されているとい

うことは、みなさんご承知のことだと思います。坂井地区医師会、在宅ケアネットの取り組みを通じて、現在、順調に稼働しているというふうに聞いております。しかしながら、高齢化社会の到来、生産年齢の人口の急減というふうなことを考えますと、現在の地域包括ケアシステムの水準をいかに維持し、なおかつ、拡充していくということが今後の課題だというふうに認識しております。

その課題の解決に向けて取り組むべきことですが、先ほども答弁申し上げました、何よりも大事なものは人材確保というふうに思っております。人材確保に向けましては、事業所に向けた方策、そして人に向けた方策、多方面、多面的に考えていく必要があります。

まず、事業所に向けましては、現在、国から示されました、第9期の介護保険事業計画の基本指針の中に、事業者の経営の協働化、あるいは大規模化というふうなものが明記されております。これは、小規模な事業所が協働化するというふうなことで、事務の効率化、人員の効率的な配置などのスケールメリットが生じるというふうなことから、介護サービスの質を確保すると、あるいは、人材や資源を有効に活用するというための有効な手段、手段の1つというふうに考えられます。

このことについては、県においても、複数事業の連携を目的とした、モデル事業というふうなものを行っておりますし、こうした新たな連携、就労モデルを創出し、県内事業所への横展開を行うというもので、例として外国人人材の共同受入、採用・募集の共同実施等が挙げられております。今後は、この県のモデル事業の効果を研究し、介護保険事業者ネットワークさかい等の関係機関と協議しながら、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

また、ICTという分野についてもこれから導入が必要になってまいります。事業所向けと言いますか、現在、坂井地区の事業者においても、既にICTを活用した見守りロボットでありますとか、電子カルテといったものが導入されている事業所もございます。こういった事例を、他の事業所にも紹介するとともに、県にも補助事業がございますので、こうした活用も促しながら、ICTのさらなる普及に努めてまいり

ます。

合わせて、人に向けた方策でございますが、先ほどの畑野議員のご質問の中でも若干お答えしましたように、介護仕事そのもののイメージアップ、あるいは担い手の養成といったことが、大事だというふうに思っております。県、関係機関、構成市とも十分連携しながら、さらに継続して取り組んでまいります。今後も、坂井地区の実状に合った地域包括ケアシステムが展開できるよう、第9期の介護保険事業計画においても、しっかり検討を進めてまいります。

2点目でございます。フレイル予防事業などの健康寿命の延伸、予防事業というようなことに関するご質問でございます。ご指摘の通り、健康寿命の延伸、あるいは要支援者を少なくするというためには、生活習慣病予防をはじめとした、保健師を中心に健康増進活動、あるいは、住民によるフレイル予防の推進を強化していくというふうなことは、何よりも大事だというふうに考えております。

さらに、保健師さんだけではなくて、理学療法士等のリハビリテーションの専門職とも一層連携をすることによりまして、高齢者の自立支援に向けた効果的なアプローチの実践といったものにもつながると考えております。こうした保健師と理学療法士の連携の取り組みの例としまして、構成市において、地域リハビリテーション活動支援事業といったものも実施されているところでございます。

この事業でございますが、理学療法士を通いの場などに派遣しまして、運動メニューの提案でありますとか、生活環境の調整などを通いの場のスタッフに助言・指導を行うということで、これらの生活機能向上につながるものであろうかと思っております。地域で継続して通える居場所づくりとなることを目的として行われているものでございます。

また、当広域連合といたしましてもリハビリテーション専門職との連携を強化するものとして、住宅改修・福祉用具のサービス支援事業といったものを実施しております。この事業は、住宅の改修、福祉用具の購入を検討する際に、自宅に理学療法士に行っていただいて、介護支援専門員、住宅改修の施工業者に、利用者のいろんな状況

を勘案して助言を行うというふうなことで、住み慣れた自宅での生活が継続できるようなことを支援するというふうな目的の事業も進めております。

いずれにしましても、これからますますこういった健康づくりと言いますか、予防事業、大事だなというふうに思っております。県内の先進的な事例ももちろんでございますが、他県の事例を色々参考にしながら、これから健康づくり、介護予防、フレイル予防事業を強化し、健康寿命の延伸を目指してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）井上事務局長。

○事務局長（井上純子）次に、3点目の要介護認定の申請について、スマートフォンやパソコンを操作していつでも申請できるデジタル申請についてお答えいたします。要介護認定の申請につきましては、令和5年4月1日から、あわら市・坂井市ともマイナポータルのぴったりサービスでオンラインでの申請が可能となりました。今のところ、ぴったりサービスを利用した申請実績はございませんが、構成市と連携し、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等にも周知しながら、デジタル申請の推進を勧めることで、いち早く申請ができる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）永井議員。

○15番（永井純一）はい。それでは、再質問をさせていただきます。丁寧な説明ありがとうございました。今の、まず、あの3番目の件につきましては、この4月1日からもう実施しているということで大変ありがとうございます。ただ、実績がまだないということなので、私も知らなかったこと自体がちょっと問題かもわかりません

が、しっかりそういうことをやってるよっていうことを、市民の皆様にお知らせいた
だいて、本当は、皆さん申請日にさかのぼる、介護のサービスを受けられるよっていう
のが申請日にさかのぼるよっていうことを知らない方もいっぱいいらっしゃいますし、
ここはいい制度かなと思ってますので、いろんな忙しさにまぎれて、申請日に遅れる
ことのないように、徹底していただきたいと思いますので、今後よろしくお願いいた
します。

それから、1番目の方ですけれども、これも、今まで既にいろんな課題が挙がって
まして、この場でも多くの議員の方々が質問をさせていただいておりますけれども、
本当にいよいよ2025年目の前で、本当にやっていけるのかなっていう部分も、若
干心配な部分もあるんですけれども、人材確保ということも、これは今、社会全体で
大変難しくなってるので、この分野だけでなく、だから非常に難しい課題ではあり
ますけれども、やっぱり意義とかそういうこともしっかり、今おっしゃったように人
の育成とか、あるいはその事業者さん向けとか、あらゆるところでこういう人材が必
要なんだってことをしっかりと周知とかいろんな方法で、おっしゃったようなことを
やっていただきたいなというふうに思っております。

特に、関係して2番目の予防という観点が、個人的には非常に大事だと思ってまし
て、もしも、介護人材が増やせなかったら、介護を受ける側を減らすよっていうのが1
つの大きな要素かなって思うので、それにはやっぱり予防よっていうことが非常にやっ
ぱりこれからも大事になってくるよっていうふうに考えまして、ここは広域連合と構
成市ということで、そういう制度になってるんですけども、もう一体としてやっぱり
取り組む必要があるのかなって思ってますし、これまでも、私は坂井市の人間ですけ
ども、ここにいらっしゃる井上局長なんかも保健師さんでありまして、これまで、健
康アプリ「歩こっさ」とかも取り組んできてもらってますし、そういった観点では、
村中さんなんかもそうですけど、しっかりした方が多くいらっしゃいますので、もっ
ともっと市にアピールしながら、また実行できるような、そういった予防よっていうの
を、市民運動よっていう形で広げていただきたいなよっていうふうに、意識ある方はやっ

てるんですけども、やっぱり全体的にみんなそれぞれ遅かれ早かれ介護のお世話になるってことはありますので、それをなるべく、ピンピンコロリじゃないですけども、そうすることがまた介護の運営にも非常に有効だというふうに考えますので、その辺のそれぞれ市が違いますが、ある意味、広域連合が引っ張っていただいて、両市ともそれぞれやっぱり取り組めるように、これまでも取り組んでいただけてますが、本当に実質的に予防事業活動を市民運動としてできるようにしていただきたいと思っておりますけど、その辺のちょっと感想だけ伺いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝）はい。本当に、健康づくりと言いますか、介護予防事業は行政にとって最も大事な仕事の1つと言いますか、仕事ではないかというふうに思っております。行政の中でいろんな仕事がありますが、人間の幸せと言いますか、幸福を考えた時に、永井議員おっしゃるように、いかに健康で暮らせるかというところが、大きな要素だというふうに思っております。これまでも両市含めて広域連合、介護予防事業、あるいは健康づくり事業、この坂井地区では先進的に取り組んできたことは、これはもう間違いないことかなと思っております。

ただ一方で、これからの超高齢化社会を考えますと、さらに、もう一段上の健康づくり運動と言いますか、介護予防の事業に取り組むことは、何よりも大切だというふうに感じております。これは、我々行政が思うだけではなくて、ポイントはいかに多くの市民と言いますか、全市民に気づいてもらうかというふうなところが、1つ大きなポイントかなというふうに思っております。

なかなか、健康な時には気付きにくいことがあります。そこをですね、若いうちからっていうのはおかしいですけども、若い時の健康づくりもありますし、それなりの高齢になった時の健康の予防方法もありますし、そういったことをですね、もうあり

とあらゆる場面で、いろんな手段がありますし、そんなところを用いながらですね、やっていくことで、これ値打ちあるのは、WIN-WIN一石二鳥、三鳥の事柄だと思っております。本人にとっても、非常に値打ちのあることですし、ひいては、市の財政と言いますか、そんなところにも影響もすることですので、先ほど申し上げましたけども、いろんな自治体でいろんな取り組みをやっておりますので、坂井地区に合ったですね、先進的というか、効果的な取り組みを、もう一段考えながら、ステップアップさせていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）永井議員。

○15番（永井純一）はい、ありがとうございます。大事な観点でお話をいただきまして、本当に全体でしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

いいお話をいただいた後、あと1点だけごめんなさい。今度は広域連合としてちょっと午前中にも少し申し上げたんですが、やはり介護度を下げていくっていうのも1つの大事な観点かなと思いますので、例えば、施設においてなかなか歩けないと。でも、しっかりとリハビリやりながら、例えば10歩でも20歩でも歩ければ、逆にその方、家帰ってトイレに行けるようになるとか、そういうこともありますので、しっかりとその辺、広域連合で、事業者さん含めてしっかりそういう取り組みを、介護度を下げる取り組みをしてくださいよ、という形で、お願いできたらと思いますけれども、このへんいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝）はい。介護度を下げるという取り組みは非常に大事だと思

ってしまして、私もあの、県にいた時、いろんな事業所の取り組みを見てまいりました。

一例申し上げますと、やはり本人って言いますか、その方自身がですね、いかに前向きに取り組めるかというところを促すというところがもう何よりでございます。意識がないのに、無理やりやっても、なかなか効果がないと言いますか、そんなところがありまして、まずは本人に何をやりたいかと、例えば、もう一度でいいで旅行に行きたいとかですね、あるいは、誰々のところに会いに行きたいとか、そんなところを促すことによって、前向きな感情と言いますか、気持ちにさせるということで、いろんなハビリに取り組んだ結果ですね、介護度も下げられたというふうな事例もございます。そういったことを促すには、まさにそれを促す職員の皆さんの活動が何よりだと思いますので、モチベーションを高めていただいてですね、やはり、職員の皆さんがお1人お1人の気持ちを高めるということが、まずはその、もう1つの出発点だと思います。

これちょっと話に長くなりますけど、先日もテレビを見ておりまして、とある介護事業所の先進的な取り組みがあったので、ちょっとだけご紹介させていただきます。その事業所はですね、介護という言葉をやめて、敬護、敬う介護の護ですね、敬護という言葉を使っておりました。職員にですね、入所者に対して、敬った気持ちで接する、もっと言いますと、自分の親として思っしてほしいと、人生の先輩が頑張ってきたことを思うと、その先輩に対していかに接していけるかとか、あるいは自分の親に接する時になったら、どういうふうに接するかとか、そんな気持ちを持って接してほしいというふうな、敬護というふうなことを思っ接している介護事業所がございました。

非常に実績と言いますか、財政的収支も含めて非常に伸びている会社の紹介がありました。その会社はですね、実は何年か前は赤字経営だったんですね。人も少なく休みもあげられないというふうなことをどうしたかという、1つの事業所で4人しかいなかったことを、思い切って2つの事業所を作っちゃって、8人にして、9人にし

た。4プラス4で、1人だけ余計に雇ったと、その1人を雇ったおかげで、休みも取らせることができたし、前向きなことも促せて、そっからなんて言うんですかね、色々な事柄が良くなったというふうな紹介もされていまして、そういう事例もですね、また個別に紹介できるか、あるいは連合として紹介していきながらですね、取り組みを促して行って、介護予防も含めて色々取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）永井議員。

○15番（永井純一）ありがとうございます。本当に貴重なお話、全事業者さんに聞かせたいなというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいなと思います。今の観点っていうのを、第9期の計画にも、ぜひ盛り込んで、しっかりと盛り込んでいただけたらなと思いますし、また、健康長寿日本一を目指してみんなで頑張ってもらいたいと思います。以上で質問終わります。

○議長（堀田あけみ）ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時35分からとします。

（午後2時21分 休憩）

（午後2時32分 再開）

○議長（堀田あけみ）休憩前に引き続き会議を行います。

○議長（堀田あけみ）続いて通告順に従いまして、4番、北浦博憲議員の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）北浦博憲議員。

○4番（北浦議員）議長のお許しを頂きましたので、4番北浦博憲、一般質問を行います。介護保険法の改正を含む「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が本年5月12日に成立し、5月19日に公布されました。この法律での介護保険関係の主な改正の趣旨・概要としては、1 介護情報基盤の整備、2 介護サービス事業者の財務状況等の見える化、3 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、4 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、5 地域包括支援センターの体制整備等があります。

このうち、今日は、住民にとって介護保険相談の入口であり、また地域包括ケアシステムを進めてくうえで重要な地域包括支援センターの体制整備等について質問をさせていただきます。

次の4点について質問を致します。まず1点目、地域包括支援センターの事業の一部である総合相談支援、介護予防支援事業を今回の法改正で広域連合等の指定を受けて居宅介護支援事業所も実施できるようになった理由をどう考えるか。

2点目、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所は設置者や業務内容が違い、総合相談支援事業を居宅介護支援事業所が受託することになった場合、懸念される点はないのか。

3点目、居宅介護支援事業所が総合相談支援業務を行った場合に、介護報酬の対象になるのか。

4点目、来年4月の施行に向け、構成市や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など関係機関との調整をどう進めていくのか。以上4点について答弁をお願い致します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）新開事務管理者。

○事務管理者（新開和典）北浦議員の介護保険法改正と地域包括支援センターについてのご質問にお答えさせていただきます。まず、1点目でございます。地域包括支援センターの事業の一部である総合相談支援、介護予防事業に関しまして、市町村の指定を受けて居宅介護支援事業所も実施できるようになったその理由について、でございます。地域包括支援センターは、高齢者の健康面や生活全般に関する相談を受け付けております。高齢者をはじめとした地域住民の身近な総合相談窓口でございます。坂井地区ではあわら市は、直営型であわら市健康長寿課内に1か所、坂井市は、三国、丸岡、春江、そして坂井の4つの生活圈域ごとにそれぞれ民間委託して実施しております。

当広域連合では、地域包括支援センター運営協議会を開催しながら、坂井地区全体としての状況把握、事業評価を行いまして、課題の洗い出しや改善を図ってきております。その中で総合相談件数が年々増加傾向にあること、また、要支援者の増加より介護予防ケアプランの作成件数も併せて増加傾向にあるという報告を受けてございます。

また全国的課題といたしましても、老々介護、8050問題、生活困窮、ヤングケアラー等複合化した課題を抱えるケースの対応の増加によりまして、地域包括センターの業務がひっ迫してきているといった報告もございます。このような状況を受けまして地域包括支援センターの業務負担の軽減を推進し、本来の地域包括支援センターの機能強化を図れるよう法改正があったものと理解しております。

次に、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所は役割が分かれておりまして、その総合相談支援事業を居宅介護支援事業所が受託することになった場合の懸念される点について、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の役割は分かれてございます。地域包括支援センターでは介護も含めた日常生活全般の相談窓口でご

ございます。主任介護支援専門員の他、保健師、社会福祉士の3職種が配置されております。これに対し、居宅介護支援事業所は介護保険サービスを利用したい人が相談する窓口でございます。主任介護支援専門員又は介護支援専門員が配置されてございます。このような状況の中、総合相談支援事業を居宅介護支援事業所が受託することになった場合、懸念されることとしまして、主に2点考えられます。

まず1点目でございますが、介護支援専門員の不足といった課題でございます。介護支援専門員の不足により、居宅介護支援事業所が廃止又は縮小になるといったような傾向がみられております。また現在、坂井地区には居宅介護支援事業所は31の事業所がございしますが、そのうち12の事業所は介護支援専門員が1人から2人での体制となっております。職種の違いや人員体制の状況から考えますと、居宅介護支援事業所で総合相談支援事業を受託する事業所が少ないのではないかと懸念がございします。

2点目は、居宅介護支援事業所が総合相談支援事業を受託した場合、新たな事業が通常業務に加わることとなりますので、居宅介護支援事業所の負担の増加や総合相談機能の標準化を図るまでに時間を要する恐れがあるものと懸念をしております。

次に、3点目の居宅介護支援事業所が総合相談支援業務を行った場合には、介護報酬の対象になるのかについて、でございます。居宅介護支援事業所が総合相談支援業務を行う場合は、その運営に要する経費について、介護報酬の対象ではなく、これまでと同様に重層的支援体制整備事業交付金の交付対象となっております。交付金の交付対象となる計算方法などについては、詳細が決まり次第、令和6年度の交付金交付要綱の改正時に示される予定となっております。

次に、来年、令和6年4月の施行に向け、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など関係機関との調整をどう進めていくのかについて、でございますが、先ほど1点目の質問にもしました通り、坂井地区内の包括地域包括支援センターの設置状況が異なることから各市の総合相談の運営状況や要望などを把握する必要があるものと考えてございます。

委託に関しましては構成市の判断となりますが、広域連合といたしましては、居宅介護支援事業所に対しまして法改正の内容について情報提供するとともに、必要に応じて説明会の実施を検討してまいります。また総合相談支援を委託する際には、その標準化を図るため、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との連絡会や研修会の実施など構成市と協力しながら実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）北浦議員。

○4番（北浦議員）はい、ご答弁ありがとうございます。あの、やはりあの居宅介護支援事業所と地域包括支援センターでは、立場が違うといいますか、持ち分が違うところがあります。今のご答弁の中にごございましたように、居宅介護支援事業所においても、やはりケアマネさんが1人とか2人のところもあるというのは厳しい状況なんだというようなことなんですけども、今ほどのお話のごございましたけど8050問題とか、あるいは色んな老々介護とかお年寄りを介護されてて、実際小さい子供を面倒見ている方とか、いろんな複合的なものがあると思うんですけども、そういった場合に、市役所との連携といいますか、そういう個人的な情報とか、そういうものはなかなか今介護支援事業の中で取りにくいところもあると思うんです。

この法改正がいろんな国の中で推奨例の改正とか進めていると思うんですけども、そういった受託した場合に、ケアマネ、居宅介護支援事業所が仕事をしやすいとか、そういったふうな支援体制っていうのを作っていくことも僕は必要かなと思うんですけどもこれについてお考えありましたらご答弁お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）井上事務局長。

○事務局長（井上純子）今のご質問にお答えいたします。総合相談支援事業、居宅介護支援事業所が、もし実施することになった場合でございますが、その分、地域包括支援センターの負担軽減には繋がるかなとは思いますが、反対に、議員がおっしゃったように、居宅介護支援事業所の負担の増に繋がってしまうということは、やはり注意しなければならないことだと思います。

しかしながら、高齢者の方にとっては、相談窓口が増えるということにもなりますので、身近な地域で相談を受けられるというメリットもございますので、どちらにしましても、メリット、デメリットを合わせまして検討していく必要があるかなと思います。

今回の法改正が、きっかけとなりまして、新たな総合相談支援体制について議論できるようなきっかけになるといいなと思っておりますし、もし、居宅介護支援事業所が受託するという事になった場合は、その後方支援というところはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）北浦議員。

○4番（北浦議員）もう1つなんですけども、2点目の再質問、これについてなんですけども、相談支援事業等、居宅介護事業所が受託する場合の気がかりな点、懸念する点についてご答弁を今ほどいただきましたが、来年度からの、先ほどお話ございましたけども、第9期介護保険事業計画の中で、この懸念する点を含め、地域包括支援センターの機能強化、体制整備についてどう位置付けていくのか、今のところのお考えをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）井上事務局長。

○事務局長（井上純子）来年度の第9期の介護保険事業計画の中にどのように位置付けていくのかっていうことについてお答えいたします。まだ、第9期の体系図の方はこれからでございますが、第8期の体系図の中から考えますと、地域包括支援センターの機能強化の部分への位置付けになることも想定されますけれども、これにつきましては、構成市の老人福祉計画との整合性っていうところも考えていかなければなりませんので、構成市とも相談しながら 策定委員会の中で検討してまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）北浦議員。

○4番（北浦議員）はい、今後、来年4月の施行に向けまして、国においては、政省令などの体制準備を進めていくと思います。構成市、広域連合におかれましても、施行に向けた準備を円滑に進めていただくよう求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（堀田あけみ）続いて通告順に従いまして、10番、室谷陽一郎議員の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）10番、室谷陽一郎議員。

○10番（室谷陽一郎）通告順に従いまして、10番室谷が一般質問を行います。第8期介護保険事業計画の策定におきましては、いわゆる団塊世代が90歳になる令和22年2040年を見据えた中期的な視野に立ち、地域包括ケアシステムのさらなる強化の

ため、介護サービスの体制整備にかかる基本的な考え方や目標、方向性を定めるよう策定されました。期間は令和3年から令和5年までの3年間とされ、本年はその最終年度にあたります。

令和6年度から令和8年度までの次期計画、第9期介護保険事業計画の策定のためにも第8期介護保険事業計画の取り組みと実施の進捗状況、また、結果についてここで質問させていただきたいと思っております。

1つ目の質問です。第8期介護保険事業計画の第2章、介護保険サービスの現状についての中で、第7期の整備目標と現況を見ると、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームと特定施設入居者生活介護は整備目標の達成ができていない状況である、との記述がありました。また、第8期計画においても、令和4年度末までの新たな目標指標が設定されております。また、基本目標、住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実の施策の柱、居宅サービスの充実、施設サービスの充実の整備目標においても目標が示されております。この目標の結果に対しましては、本日の午前中に全協の中で達成したということ伺いました。さらに詳しく今後さらにどのように進めていくかということをご答弁願いたいと思います。

2つ目です。第8期計画の施策の柱、地域密着型サービスの充実で包括報酬型在宅サービスである定期巡回随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれも第7期計画の整備目標の達成はできていませんと記述され、第8期計画においては、2040年を見据え、現に運営する定期巡回随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の事業継続に必要な支援等を行いながら、坂井地区における地域で支える介護サービスのあり方、包括報酬型在宅サービスの推進の検討を行います、と第8期には記述されております。どのような検討がなされて実施されたかを質問いたします。

3つ目です。第8期計画の施策の柱に、介護サービスの知的向上事業等の事務負担軽減の取り組みについて、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため個々の申請様式、添付書類や手続きに対する簡素化、自治体ごとのローカルルールの解消による標準化、さらなる効率化につながる可能性のあるIC等の活用などに国、県、市、関係団体等がそ

れぞれ役割を果たしながら、連携して取り組みます、と記述されています。どのように取り組み、どのような成果が出たかを質問いたします。

4点目、第8期介護保険計画の施策の柱、介護人材の確保、要請及び資質の向上について質問します。特に1つとして、福井県と連携した介護人材確保、定着に向けた取り組み、3番目として、新たな介護の担い手の養成という記述があります。また、介護の分野を長期に渡って支える従事者を確保するために、若者への介護に関する情報提供や資格取得支援など、地区内介護事業者への就職につながる取り組みを推進します、とあります。どのような推進を行ったのか、その結果どうであったのかということをお聞きいたします。以上、答弁の方、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 新開事務管理者。

○事務管理者（新開和典） 室谷議員の第8期介護保険事業計画の実施状況についてのご質問にお答えさせていただきます。まず1点目でございます。現目標に対しての結果とさらに今後どのように進めていくのかについて、でございますが、第8期では第7期計画期間の整備状況を勘案しまして、特定施設入居者生活介護50床、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームでございます、10床増床を令和4年末の整備目標として、目標通り全て整備が完了してございます。

これまで施設整備は、令和7年の2025年年度末を目標とする地域医療構想と整合性を取りつつ実施してまいっております。令和7年を迎える第9期計画での施設整備については、今年県が策定いたします医療計画、介護保険事業支援計画の方針などとの整合性を取りつつ、今後の整備方針を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、坂井地区における地域で支える介護サービスのあり方、包括報酬型在宅サービスの推進などについてどのような検討がなされ、実施されたか、について、でございます。第8期計画期間においては、現に運営します定期巡回随時対

応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護につきましては、単身もしくは高齢者のみ世帯へのサービス提供を評価する独自報酬加算など、経営面での事業支援を行ってきております。坂井地区内の住宅事情や介護人材の現状を勘案いたしますと定期巡回随時対応型訪問介護看護や、看護小規模多機能型居宅介護を在宅の要介護者を支えるサービスをいたしまして、短期的に普及推進していくことは非常に難しいものと考えております。

また、令和6年度の介護保険法改正に伴いまして、新たに複合型サービスが創設されるとの予定でございます。法改正の審議中でございますが、訪問介護と通所介護の組み合わせによる複合型サービスである可能性が高いものと予想されております。生産年齢人口の急激な減少に直面することを踏まえまして、既存のデイサービス等の資源を活用した新たな複合型サービスの導入、また2040年を見据えた見守り体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目でございます。介護分野の文書にかかる負担軽減の取り組みとどのような成果が出たかについて、でございます。行政手続きの簡素化を図るため、坂井地区広域連合押印の省略に関する規則を施行。令和3年5月より、広域連合に提出される申請書、届出書その他の様式にかかる押印を廃止しております。押印廃止に合わせまして、添付資料についても国の定める標準様式に統一、また、原則電子メールによる提出とするなど、手続きの簡素化を図ってきてございます。こういった電子メールによる申請、届出によりまして、迅速に事務処理が行えるようになったものと認識してございます。

また、指定申請や報酬請求等に係る「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けまして、本年3月に介護保険法制を規則が改正されまして、令和7年度までに、すべての地方公共団体でウェブを活用した「電子申請・届出システム」を利用開始する予定となっております。それに合わせまして、当広域連合では、令和6年度中に「電子申請・届出システム」に移行できるよう準備を進めているところでございます。

次に、4点目、介護の分野を長期にわたって支える従事者を確保するため、若者への介護に関する情報提供や資格取得支援など、地区内介護事業所への就労につながる取り組みの推進について、どのような推進施策を行ったのか、また、その結果がどうであったかについて、でございます。当広域連合では、新たな介護の担い手の確保に繋げられるよう、介護の仕事に興味のある方を対象としました介護の仕事入門研修や令和3年度からは、坂井地区内の小中学生を対象としました、介護の仕事出前講座を実施してきてございます。

まず、介護の仕事入門研修について、でございますが、就労につながる事例はまだまだ少ないものとなっておりますが、市民の方を中心に介護分野のお仕事に興味を持っていただけるよう、今年度も引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

また、介護の仕事出前講座につきましては、令和4年度は2校63名の中学生が受講されております。受講後の感想としまして、「介護の仕事は大変で辛いものだと思っていたけれども、お話を聞いてとても楽しそうだった。」また、「高齢者を世話する仕事だと思っていましたが、その人の思いに寄り添い、生きることを支えることが介護だと理解できた。」といった意見など、受講することで、介護の仕事のイメージが変わったとの声が多く聞かれたものでございます。今後、より多くの学生に実行していただけるよう、中学校などに事業の周知をさらに図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）10番、室谷陽一郎議員。

○10番（室谷陽一郎） 答弁ありがとうございました。少し再質問させていただきます。1つ目のところなんです、第1期計画中の整備については、県が策定する医療計画、介護保険事業支援計画の方針等と整合性を取りつつ、とあるんですが、坂井地区広域連合の独自の計画とか、そういった考え方は、どうでしょうか、検討はなされてるん

でしょうか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）宮川事務局次長。

○事務局次長（宮川利秀）広域連合独自の計画は考えているのか、というご質問ですが、現時点では県の計画を元にそれに従いましてと言いますか、9期計画の中に盛り込んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）10番、室谷陽一郎議員。

○10番（室谷陽一郎）訪問介護等がなぜ坂井地区で目標を達成できない状況かというの、この坂井地区にある事情があるんじゃないかなって私は思ってるんです。それは、町と町が、家と家が離れてるとか、その実際の事業者にとって不利な状況があるんじゃないかなって、考える面もあるのではないかと。これ、7期ではだめ、8期では難しいという結論を今いただいたんですけども、やはりこういうところは、地域事情に合わせた、なんかそういったものを編み出していく必要があるかなと自分は考えています。どうぞよろしくお願いします。

2つの質問の中で、結局のところ、介護サービスのあり方については、複合型サービス創設予定という、これはあくまでの予定なんですけども、訪問介護と通所介護の組み合わせによる複合サービスというものの可能性を今模索しているというご答弁がありましたけれども、これはどういった意図があるのか、もう少し教えてください。なぜこういうことを求めていく動きがあるのか。まあ結局、さっきも僕も言ったようなことの事情も含めてだとは思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 宮川事務局次長。

○事務局次長（宮川利秀）恐らくですけども、訪問介護に従事する職員の人数が不足しているということでもあります。そうした中で施設の職員といたしますか、介護事業所の職員も法改正によって複合となりますと、今現在やっている訪問介護の職員と同じ仕事ができるようになると、そういったことが今度の計画で、案が考えられているのかなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 10番、室谷陽一郎議員。

○10番（室谷陽一郎）この居宅介護というのは、これからの目玉というか、方向性だと思うんですね。人口推計があって、ある程度ピークがあって、また下がっていく。いろんな事があって、これからは自分の住んでいるところで、介護を受けていくという1つの大きなことだと思うんです。これがなかなか進まないところを、回答はわからないし大変な事情があるのは間違いないんですけども、ぜひともこのところを分析し、解決策、その1つが提示されたのではないかと思うんですが、是非ともよろしく願いします。

文書の方のことなんですけども、ここで色々進めてらっしゃるのはよくわかりました。自治体ごとのローカルの解消による標準化っていう言葉がちょっと出てたんですが、これ、いかがですかね。第8期の中に文書が出ているんですけど、進捗状況を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 宮川事務局次長。

○事務局次長（宮川利秀）ローカルルールや独自ルールが坂井地区にあるのか、というご質問かと思えますけども、これにつきましては、届出書とか申請書、それ以外の添付書類等につきましても、国が定めています標準様式に統一をいたしまして、事務の標準化を図っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 10番、室谷陽一郎議員。

○10番（室谷陽一郎）では、最後の4番目のことについてちょっと再質問させていただきます。色々やっていただいて、頑張っているっていうのはよくわかりました。第8期の中にこの部分の記述で従事者の年齢層は、50歳代が38パーセントで最も高く、全体の7割を50歳以上が占めている状況ですということなんですけども、これ、今、あまり変わらないでしょうか、どのような形で進んでいるかとわかりましたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 宮川事務局次長。

○事務局次長（宮川利秀）状況を完全に把握しているわけではないんですけども、介護施設の職員につきましては、サービスごとに多分違いはあるかと思うんですけども高齢化の傾向にあるというふうには承知しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 10番、室谷陽一郎議員。

○10番（室谷陽一郎）これ逆に高齢化が進んでいるっていう方向なんではないかな。どうでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）宮川事務局次長。

○事務局次長（宮川利秀）これは坂井地区に限らずだと思うんですけども、職員については、高齢の職員の方が多いということだと思います。

〔議長と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）10番、室谷陽一郎議員。

○10番（室谷陽一郎）国全体が少子高齢化で生産人口がしぼんでいる中で、なかなか難しい問題。一方で、高齢者も元気な高齢者がいるんで、そういう労働者を活用するってことは絶対大事な事だと思う。

これどこかで職員と喋ったんですけど、あるNHKの番組で、高齢者の方がマイクロバスを運転してデイサービスの送迎をやっていくんですけども、その方がある時、自分のコースがわからなくなった。だから、そういうショッキングな事例をNHKの放送で見たんですけど、やっぱり、そういう高齢者も頑張るんですけども、やっぱり、今から若い人たちにこの介護というものを理解していただいて、崇高な仕事なんで入っていただくっていうそういう施策をうっていただけたらと思います。

先ほど出前講座、入門研修ですかね、そのアンケートの中に、楽しそうであったとか、介護というよりもその人間に寄り添っていくっていうようなことで感じたっていうアンケートがあったのを聞きまして、僕自身も勇気もらったという感じでして、是非ともそういうところにもやっていただけたらなと思います。以上で、一般質問を終わります。

○議長（堀田あけみ）以上で一般質問を終結いたします。

◇認定第1号から議案第10号の質疑、討論、採決◇

○議長（堀田あけみ）日程第7、認定第1号、令和4年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）討論なしと認めます。これより、認定第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。ご着席ください。したがって、認定第1号、令和4年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀田あけみ）日程第8、認定第2号、令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）討論なしと認めます。これより、認定第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。ご着席ください。認定第2号、令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀田あけみ）日程第9、認定第3号、令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）なしと認めます。これより、認定第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。ご着席ください。したがって、認定第3号、は令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀田あけみ）日程第10、議案第8号、令和5年度坂井地区広域連合一般会

計補正予算（第1号）を議題といたします。本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）なしと認めます。これより、議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。ご着席ください。したがって、議案第8号、令和5年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀田あけみ）日程第11、議案第9号、令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）なしと認めます。これより、議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。ご着席ください。したがって、議案第9号、令和5年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀田あけみ）日程第12、議案第10号、令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）これで討論を終わります。これより、議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。したがって、議案第10号、令和5年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀田あけみ）日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）異議なしと認めます。よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

◇閉議の宣告◇

○議長（堀田あけみ）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（堀田あけみ）閉会にあたり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（池田禎孝）閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございます。令和4年度決算をはじめ、提案いたしました議案すべてにご承認いただき、心から感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいりたいと考えております。最後になりますが、これからもまだまだ暑い日が続くと思います。議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（堀田あけみ）これをもちまして、第77回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

○事務局補佐（手島紀志子）御起立願います。一同、礼。

[一同起立・礼]

午後3時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員